



消毒用アルコールの安全な取扱い等について



今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等で使用する消毒用アルコールが消防法に定める危険物の第4類アルコール類に該当する場合がありますので、以下の点に注意して使用するようお願いします。

一般的な注意事項

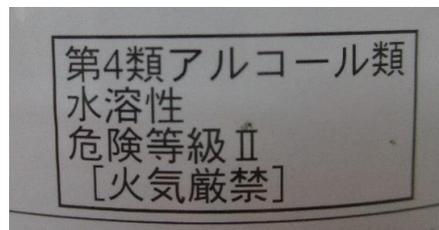
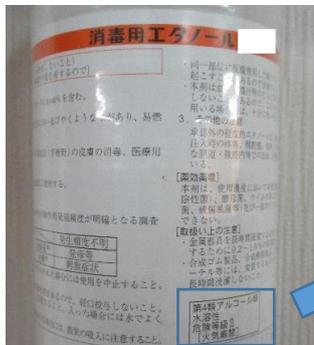
- ・消毒用アルコールの使用に際して、**火気の近くでは使用しない**こと。
- ・室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が発生する場合には、**通気性の良い場所や換気が行われている場所で行う**こと。
- ・消毒用アルコールの設置・保管は**直射日光が当たる場所や高温となる場所は避ける**こと。また、**落下させたり衝撃を与えない**こと。
- ・消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、**漏れ、あふれ又は飛散しないように注意**するとともに、詰め替えた容器に**消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載**すること。

多量に貯蔵・取扱いをする場合

消防法に定める危険物の第4類アルコール類に該当する消毒用アルコールについて、貯蔵・取扱いの量に応じて消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があるので注意してください。

貯蔵・取扱い数量	400ℓ未満	400ℓ以上
適用法令	各市町村火災予防条例	消防法
必要な手続き	少量危険物貯蔵・取扱いの届出 【事業所で貯蔵・取扱う場合】 80リットル以上400リットル未満 【個人の住居で貯蔵・取扱う場合】 200リットル以上400リットル未満	危険物製造所等 設置許可申請

危険物表示の例



アルコール類に該当する旨が表示されています。

不明な点については、予防課予防係までお問合せください。
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部 予防課予防係
TEL 0949-32-1131